

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

公 告

- 一般競争入札を行う件二件
- 都市計画法により公聴会を開催する件
- 福島県教育委員会教育長
- 一般競争入札を行う件二件

公 告

四三〇

四九四

公告第 1 9 2 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立テクノアカデミー郡山ほか 4 施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 274 条の 3 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 10 月 16 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 福島県立テクノアカデミー郡山ほか 4 施設で使用する電気 予定数量 1,824,400kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和 9 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
- (4) 供給場所

ア 福島県立テクノアカデミー郡山（福島県郡山市上野山 5 番地）

イ 福島県立テクノアカデミー会津（福島県喜多方市塩川町御殿場四丁目 16 番地）

ウ 福島県立テクノアカデミー浜（福島県南相馬市原町区萱浜字巣掛場 45 番地の 112）

エ 福島県ハイテクプラザ（福島県郡山市待池台一丁目 12 番地）

オ 福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター（福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 88 番 1）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3 に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
 - (5) 福島県が示す予定使用電力量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
 - (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たしている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年11月9日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県商工労働部商工労働総室商工総務課
電話024-521-7269
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において、令和8年10月16日（金）から同年11月9日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同月3日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
- 次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和8年10月26日（月）午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和8年11月25日（水）午前10時
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎12階商工総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年11月24日（火）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、落札金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1

円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at Koriyama Technical Academy and 4 other facilities (Planned annual power consumption: 1,824,400 kWh)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 25 November 2026
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 24 November 2026
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Commerce, Industry and Labour Section, Commerce, Industry and Labour Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7269

(商工総務課)

公告第193号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務（夜間便2号・セメント原料化）の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号。以下「会計規則」という。）第217条第1項の規定により公告する。

令和8年10月16日

福島県県北流域下水道建設事務所長 佐藤 勇 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務（夜間便2号・セメント原料化）
予定数量 3,360トン
- (2) 調達をする特定役務の仕様等
入札説明書及び業務委託仕様書による。
- (3) 履行期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 履行場所 県北浄化センター（福島県伊達郡国見町大字徳江字上悪戸46番地の1）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 及び(2)の条件を全て満足している単独の者又は(1)及び(3)の条件を全て満足しているグループ（2以上の企業の集団をいう。以下同じ。）の代表者（入札に係る権限を他の構成員全てから委任された者をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 単独の者及びグループの構成員に共通する資格要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 3に掲げる日から開札の日までの間に福島県、国又は他の地方公共団体における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - エ 本件入札に参加する単独の者及びグループの構成員は、他のグループの構成員として本件入札に参加していないこと。併せて、本件入札に参加するグループの

構成員が、単独の者として本件入札に参加していないこと。

(2) 単独の者の資格要件

ア 下水汚泥をセメント原料として再利用可能な処分場を有する者であること。

イ 3に掲げる日までに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第1項及び第6項の規定により、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可（汚泥に係るものに限る。）を受けている者であること。

ウ 地方公共団体が発注し直接契約した業務委託において、令和6年度以降に当該団体が排出する下水汚泥の収集運搬及び処分業務（セメント原料化による処分に限る。）を12月以上継続した履行実績（再委託によるものを含む。）を有する者であること。

(3) グループの資格要件

ア グループの構成員の全てが(1)に定める資格要件を全て満たしていること。

イ グループとして(2)に定める資格要件の全てを満たしていること。ただし、(2)イについては、当該業務を担う者がそれぞれ収集運搬業務又は処分業務に係る許可を受けていることとし、(2)ウについては、当該業務を担う者がそれぞれ収集運搬業務又は処分業務の履行実績を有することとする。

ウ 収集運搬業務と処分業務を各構成員が分担し、業務を遂行する方式であること。

エ グループの構成員のうち処分業務を担う者は1者であること。

オ 連帯して業務を行う旨を定めた協定を締結していること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す一般競争入札参加資格確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料を、令和8年11月9日（月）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者（グループにあっては、当該グループの代表者又はその代理人）に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により確認を受ける場合は同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-0102 福島県福島市鎌田字一本松43番地

福島県県北流域下水道建設事務所総務課

電話番号024-554-2011

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和8年10月16日（金）から同年11月25日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同月3日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、契約条項を示す書類は、福島県県北流域下水道建設事務所のウェブサイトからダウンロードして入手することができる。

5 入札説明書等の配付

次により、入札説明書及び業務委託仕様書を配付する。

(1) 配付期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配付場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和8年10月23日（金）午後5時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和8年11月26日（木）午前10時

(2) 場所 福島県県北流域下水道建設事務所大会議室（福島県福島市鎌田字一本松43番地）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年11月25日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に予定数量を乗じて得た額（消費税及び地方消費税分を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、会計規則第186条第1項第1号及び第2号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規則第167条第1項第1号、第2号、第4号及び第16号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県県北流域下水道建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札方法
(1) 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、単位重量当たりの収集運搬費及び処分費の合計額並びにその内訳金額を記載すること。
(2) 最低制限価格は設定しない。
- 11 入札書に記載する金額
落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 12 落札者の決定方法
(1) 予定価格の制限の範囲内で、単位重量当たりの収集運搬費及び処分費の合計額が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(2) 落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 13 グループでの契約
(1) グループにより入札に参加した者が落札した場合には、法第12条第5項の規定により、収集運搬及び処分業務を分担する各構成員と個別に契約する。
(2) 業務途中において、グループの代表者変更は、これを認めない。
(3) 代表者を除く構成員のうちいずれかが業務途中において、履行不能となった場合には、福島県県北流域下水道建設事務所長の承認を得て、当該グループの他の構成員（以下「残存構成員」という。）が当該履行不能となった構成員の業務を履行しなければならない。
(4) (3)の場合において、残存構成員のみでは適正な業務の履行確保が困難な場合は、代表者は、残存構成員全員及び福島県県北流域下水道建設事務所長の承諾を得て、新たな構成員をグループに加入させることができるものとする。
(5) 代表者が、業務途中において履行不能となった場合には、福島県県北流域下水道建設事務所長は契約を解除することができる。
- 14 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 契約書作成の要否 要
(3) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県県北流域下水道建設事務所長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
(4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
(1) Nature and quantity of the services to be required: Collection and transportation of dehydrated sludge and disposal of sludge (night delivery No.2: conversion of sludge to raw cement materials) 1 set (Planned annual quantity: 3,360 tons)
(2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 26 November 2026
(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 25 November 2026
(4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Ken-poku Valley Sewerage System Facilities Construction Office, Fukushima Prefectural Government, 43 Ipponmatsu, Kamata, Fukushima City, Fukushima 960-0102 Japan TEL 024-554-2011

(総務課)

公告第百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、県中都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和 8 年10月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 令和 8 年11月12日（木） 午後六時三十分から

場所 郡山市役所北二号楼会議室

二 公聴会の案件

県中都市計画道路を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、県中都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、令和 8 年10月30日（金）までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県県中建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県中建設事務所又は郡山市、須賀川市若しくは鏡石町の都市計画担当課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、2 の福島県建設事務所又は2 の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

令和 8 年10月16日付け福島県報に登載された「県中都市計画道路を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し出ます。

令和 8 年 月 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

住 所

ふりがな

氏 名

1 意見を述べようとする理由

2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本産業規格

A列 4 番の大きさの400字詰め原稿用紙 1 枚以内に横書きのこと。

（都市計画課）

福島県教育委員会教育長

公告第12号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立若松商業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和8年10月16日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立若松商業高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和9年3月1日から令和15年2月28日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に掲げる日から過去3年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中に確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中に確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年11月10日（火）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。

郵便番号965-0875 福島県会津若松市米代一丁目3番31号

福島県立若松商業高等学校 事務室

電話0242-27-0753

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和8年10月16日（金）から同年11月10日（火）まで（土曜日及び日曜日並びに同月3日を除く。）の午前8時10分から午後4時40分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙10枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和8年10月23日（金）午後4時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年11月25日（水）午後1時30分
- (2) 場所 福島県立若松商業高等学校 1棟1階応接室（福島県会津若松市米代一丁目3番31号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年11月24日（火）午後4時までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県立若松商業高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県立若松商業高等学校長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Computer system for education at Fukushima Prefectural Wakamatsu Commercial High School, including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance and removal, etc 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 25 November 2026
- (3) Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 24 November 2026
- (4) Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Wakamatsu Commercial High School, 1-3-31 Yonedai, Aizuwakamatsu City, Fukushima 965-0875 Japan
TEL 0242-27-0753

（教育総務課）

公告第13号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立清陵情報高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和8年10月16日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立清陵情報高等学校情報教育コンピュータシステム 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和9年1月1日から令和14年12月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に掲げる日から過去3年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中に確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中に確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年11月2日（月）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。

郵便番号962-0403 福島県須賀川市滑川字西町179番地の6
福島県立清陵情報高等学校 事務室
電話0248-72-1515

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和8年10月16日（金）から同年11月5日（木）まで（土曜日及び日曜日並びに同月3日を除く。）の午前8時15分から午後4時45分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙26枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和8年10月23日（金）午後4時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年11月25日（水）午前9時30分
- (2) 場所 福島県立清陵情報高等学校 小会議室（福島県須賀川市滑川字西町179番地の6）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年11月24日（火）午後4時までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県立清陵情報高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県立清陵情報高等学校長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Computer system for education including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance and removal, etc 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 9:30 a.m., 25 November 2026
- (3) Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 24 November 2026
- (4) Contact point for the notice: Fukushima Prefectural SeiryoJoho High School, 179-6 Nishi-machi, Namegawa, Sukagawa City, Fukushima 962-0403 Japan TEL 0248-72-1515

(教育総務課)

公告第14号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立白河実業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和8年10月16日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量
ア 福島県立白河実業高等学校情報教育コンピュータシステム（南校舎3階パソコン実習室）一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
イ 福島県立白河実業高等学校情報教育コンピュータシステム（電子科パソコン実習室）一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等
ア及びイ 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間
ア及びイ 令和9年3月1日から令和15年2月28日まで
- (4) 納入場所
ア及びイ 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと

認められる者であること。

- (4) 3に掲げる日から過去3年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
 - (5) 当該物品を借入期間中に確実に貸与できる者であること。
 - (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年11月11日（水）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。
郵便番号961-0822 福島県白河市瀬戸原6番地の1
福島県立白河実業高等学校 事務室
電話0248-24-1176
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和8年10月16日（金）から同月30日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後4時まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙30枚（ア及びイそれぞれ）が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和8年10月23日（金）午後4時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時
ア 令和8年11月25日（水）午後2時
イ 令和8年11月25日（水）午後2時30分
 - (2) 場所
ア及びイ 福島県立白河実業高等学校 2階会議室（福島県白河市瀬戸原6番地の1）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年11月24日（火）午後4時までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県立白河実業高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県立白河実業高等学校長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
 - ① Computer system for education at the 3rd-Floor Computer Lab of the South Building including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance and removal, etc 1 set
 - ② Computer system for education at the Computer Lab of the Department of Electronics including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance and removal, etc 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand):
 - ① 2:00 p.m., 25 November 2026
 - ② 2:30 p.m., 25 November 2026
- (3) Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 24 November 2026
- (4) Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Shirakawa Jitsugyo High School, 6-1 Setohara, Shirakawa City, Fukushima 961-0822 Japan TEL 0248-24-1176

（教育総務課）